



環 政 第 901 号
令 和 7 年 1 月 31 日

名護市長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



令和 5 年度名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書について

令和 6 年 10 月 11 日付け名環対第 179001 号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号）第 39 条第 1 項の規定により、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

令和5年度名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書に対する
環境保全措置要求

1 事後調査の実施について

移植又は移動を実施した動植物種について、評価書に記載された事後調査の調査時期のとおり調査が実施されていない等、事後調査が十分に実施されていない。

今後の事後調査の実施に当たっては、沖縄県環境影響評価条例第35条の規定に基づき、評価書に記載されているところにより、事後調査を適切に実施すること。

2 陸域植物について

- (1) 評価書で移植適地とした対象事業実施区域内の土地は、工事の実施に伴い開けた環境となっており、移植する植物に対する日照や風の吹きこみによる影響が懸念されることから、新たに移植候補地を選定するため、事業実施区域周辺において生育環境調査を行ったとしている。

重要な植物種の移植先の選定に当たっては、専門家等の助言を踏まえるとともに、早急に移植を実施すること。

- (2) 名護市環境センターに仮置きしている重要な植物種について、令和5年度はモニタリング調査が1度の実施となっており、評価書に記載された「移植等実施場所における生育状況の確認」に準じた事後調査を実施していない。

名護市環境センターに仮置きしている重要な植物種については、移植が実施されるまで適切にモニタリング調査を実施すること。

3 陸域動物について

- (1) 評価書において、陸域動物に係る「事後調査で環境影響の程度が著しいと判断する基準」については、専門家等の助言を得て工事が本格化する前にその内容を整理するとされているが、工事が本格化した時点においても整理されていない。

陸域動物に係る「事後調査で環境影響の程度が著しいと判断する基準」について、専門家等の助言を踏まえて、早急に整理すること。

- (2) 令和5年度のモニタリング調査では、シラユキヤマタカマイマイ及びパンダナマイマイが確認されたとして本報告書に生息個体数が記載されているが、令和4年度にシラユキヤマタカマイマイ及びパンダナマイマイの移動を実施した対象事業実施区域北西側用地だけでなく移動を実施していない坪所等で確認された生息個体数を合わせた生息個体数が記載されており、移動先における個体数の変化が確認できる記載になっていない。

モニタリング調査で確認されたシラユキヤマタカマイマイ及びパンダナマイマイを含む移動を実施した重要な動物種について、移動先における個体数の変化を確認し、移動による影響を考察した上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を講じること。

- (3) 令和4年度に移動を実施したオキナワキノボリトカゲ、オカヤドカリ及びムラサキオカヤドカリについて、令和5年度の事後調査で確認されていないが、その理由について考察が示されていない。

移動を実施した重要な動物種が事後調査で確認されなかったことについて考察した上

で、必要に応じて、適切な環境保全措置を講じること。

- (4) 令和4年度に移動を実施した重要な動物種について、令和5年度はモニタリング調査が冬季の1度のみ実施されており、評価書に記載された事後調査計画に沿った内容で実施していないことから、移動による影響を確認できない。

令和4年度に移動を実施した重要な動物種について、適切にモニタリング調査を実施すること。

4 残存緑地について

対象事業実施区域内の残存緑地について、現在は他企業が土地を所有し活用するとして更地になっていることから、事業内容が変更になった経緯、事業内容変更による重要な動植物種に対する影響等について、事後調査報告書に記載すること。